

4 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例（抄）

昭和48年3月26日条例第14号

(沿革)昭和49年4月1日規則第18号、平成3年3月8日第7号

4年3月30日第5号、8年3月29日第8号、10年3月30日第1号

11年12月24日第44号改正

(宮崎県自然環境保全審議会)

第9条の2 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項の規定により県に置かれる合議制の機関は、宮崎県自然環境保全審議会・(以下この章において「審議会」という。)とする。

(組織等)

第10条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 特別の事項を調査するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、自然環境の保護と創出に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、再任されることができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第11条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第13条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会は、部会長が必要に応じ、会長にはかつて招集する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

7 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、環境森林部において処理する。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。